

なるほど 

# 正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

NPO法人 地経研  
事業承継研究会  
理事長 吉川 孝  
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 32

## 事業継続基準 恐れるべからず?! : その1

先日知り合いのコンサルから聞いた東京の中小企業の話です。そこは一株当たりの資本金（旧額面）50円なのだが、株価を評価したところ10,000円を超えている。ナント200倍強の時価です。よく聞くと純資産方式の株価は30,000円を超えているということ。その原因は、本社が東京23区の良い場所にあるための含み資産の大きさでした。老舗なのでしょう。さすがは東京というところでしょうか?!

こういう会社は、まさに経営承継円滑化法や事業承継税制なしには対策のしようがないのだと感じました。実は、そんなお化けみたいな株価の会社ではなくても、今私がお手伝いしている道内の会社さんにも、株価の原因こそ違いますが、小手先の株価引き下げ策が通じない“小規模だけれども超健全企業”があります。

「事業承継税制は面倒で使いにくい」という悪評(?)の主因である、事業継続要件について触れます。事業継続要件は、相続又は贈与申告期限後5年間とそれ以降では多少異なります。まず、最初の5年間の要件についてお話します。この要件を満たさなくなると、税務申告によって納税が猶予されていた税額について、納税義務が生じるということになります。

1. 後継者が代表権を有していること  
⇒これは、むしろ当たり前で、特に難しくない要件でしょう。
2. 後継者と後継者の同族関係者の保有議決権株式数が総議決権数に占める割合が50パーセントを超えていて、後継者がその同族関係等のある者のうち筆頭株主であること  
⇒後継者が過半数の議決権に相当する株式を取得していれば何も問題ありません。同族保有株を合わせて過半数という場合は、その後の株式の譲渡や贈与によって後継者以外の同族株主が筆頭株主になる懸念も無いとは言えませんが、管理していれば問題ないでしょう。
3. 報告基準日において常時使用する正規雇用従業員の数（標準報酬月額通知書の人数から役員を除いた人数）が相続開始時の80%を下回らないこと  
⇒これが問題とされます。5年間に限って維持しなければならない従業員数は「相続開始時」、つまり、いつ訪れるかわからない“ある日”の正規社員の人数です。景況の不透明な今日を考えると戸惑う要件かもしれませんが、ポイントは二つです。一つは生前の経営承継に対する計画的取り組み次第であること。そして、もう一つは、この要件を承知で特例を使うかどうかの検討と判断は後継者の責任であることです。

■ご意見・ご質問等がございましたらFAXにてお問い合わせください。

なお、FAXの受信を希望されない方は「FAX受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768

文責 : 吉川孝 (税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ)

 日成コンサルティング株式会社